

浜松市教育委員会会議次第

令和5年3月15日(水)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(鈴木委員、黒柳委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

- | | | |
|--------|---|------------|
| 第15号議案 | 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 第16号議案 | 浜松市教育センター等業務規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 第17号議案 | 浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 第18号議案 | 浜松市教育委員会職員補職名規程の一部改正について | (教育総務課) |
| 第19号議案 | 浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について | (教育総務課) |
| 第20号議案 | 浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について | (教育総務課) |
| 第21号議案 | 浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正について | (教職員課) |
| 第22号議案 | 浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について | (教職員課) |
| 第23号議案 | 浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について | (教職員課) |
| 第24号議案 | 浜松市立幼稚園園則の一部改正について | (幼児教育・保育課) |
| 第25号議案 | 博物館の登録に関する規則の一部改正について | (文化財課) |
| 第26号議案 | 令和4年度教育委員会点検・評価報告書(案)について | (教育総務課) |
| 第27号議案 | ※非公開 | |
| 第28号議案 | ※非公開 | |

(2) 報 告

- | | | |
|---|----------------------------------|--------|
| ア | 令和4年度文部科学大臣優秀教職員表彰について | (教職員課) |
| イ | 令和4年度「浜松市児童生徒文化・スポーツ賞」受賞者の決定について | (指導課) |

6 閉 会

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則(案)

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則（平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|-----|-----|-------|-------|---|---|---|-------|-----|-----|-------|-------|
| <p>(組織)</p> <p>第 2 条 事務局に次の表に掲げる部及び課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">学校教育部</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指導課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育支援課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康安全課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p style="padding-left: 20px;">教育総務課</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 児童生徒の就学に関すること。</u></p> <p><u>(14) 学齢簿に関すること。</u></p> <p><u>(15) 幼稚園の入園及び退園に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校教育に係る統計調査に関すること。</u></p> <p><u>(17) 教科用図書の無償給与に関すること。</u></p> | 部 | 課 | 学校教育部 | (略) | 指導課 | 教育支援課 | 健康安全課 | <p>(組織)</p> <p>第 2 条 事務局に次の表に掲げる部及び課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">学校教育部</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指導課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育支援課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康安全課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p style="padding-left: 20px;">教育総務課</p> <p>(1)～(12) (略)</p> | 部 | 課 | 学校教育部 | (略) | 指導課 | 教育支援課 | 健康安全課 |
| 部 | 課 | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部 | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指導課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 健康安全課 | | | | | | | | | | | | | | |
| 部 | 課 | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部 | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指導課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 健康安全課 | | | | | | | | | | | | | | |

(18) 小・中学校の通学区域に関すること。

(19) 育英事業に関すること。

(20) 遠距離通学に関すること。

(21) 通園・通学バスの運行に関すること。

(22) 学級編制に関すること。

(23) 学校における子どもの貧困対策に係る総合調整に関すること。

(24)～(27) (略)

(28)～(39) (略)

教育施設課・教職員課 (略)

指導課

(1) (略)

(2) 教育相談に関すること。

(3) (略)

(4) 発達支援学級の設置に関すること。

(5) 外国人子ども教育支援に関すること。

(6)～(8) (略)

(9) 就学支援委員会に関すること。

(10) (略)

(11) 高等学校との連絡調整に関すること。

(13)～(16) (略)

(17) 高等学校との連絡調整に関すること。

(18)～(29) (略)

教育施設課・教職員課 (略)

指導課

(1) (略)

(2) (略)

(3)～(5) (略)

(6) (略)

教育支援課

(1) 教育相談に関すること。

(2) 発達支援学級の設置に関すること。

(3) 外国人子ども教育支援に関すること。

(4) 就学支援委員会に関すること。

(5) 児童生徒の就学に関すること。

(6) 学齢簿に関すること。

(7) 学級編制に関すること。

(8) 学校教育に係る統計調査に関すること。

健康安全課 (略)

(職制)

第4条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。

| 課 | 担当課長 | 担当事務 |
|-------|-------------|--|
| 教育総務課 | 就学支援担当課長 | (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 学齢簿に関すること。 (3) 幼稚園の入園及び退園に関すること。 (4) 学校教育に係る統計調査に関すること。 (5) 教科用図書の無償給与に関すること。 (6) 小・中学校の通学区域に関すること。 (7) 育英事業に関すること。 (8) 遠距離通学に関すること。 (9) 通園・通学バスの運行に関すること。 (10) 学級編制に関すること。 (11) 学校における子どもの貧困対策に係る総合調整に関すること。 |
| | 学校・地域連携担当課長 | (略) |
| (略) | | |
| 指導課 | 教育総合支援担当課長 | (1) 教育相談に関すること。 (2) 発達支援学級の設置に |

(9) 教科用図書の無償給与に関すること。

(10) 小・中学校の通学区域に関すること。

(11) 育英事業に関すること。

(12) 遠距離通学に関すること。

(13) 通園・通学バスの運行に関すること。

(14) 幼稚園の入園及び退園に関すること。

健康安全課 (略)

(職制)

第4条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。

| 課 | 担当課長 | 担当事務 |
|-------|-------------|------|
| 教育総務課 | | |
| | 学校・地域連携担当課長 | (略) |
| (略) | | |

| | | |
|-------|--|--|
| 長 | <u>関すること。</u> <u>(3) 外国人子ども教育支援</u> <u>に關すること。</u> <u>(4) 就学支援委員会に關す</u> <u>ること。</u> | |
| 3 (略) | 3 (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(第15号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

(提案理由)

令和5年度の組織改正により、不登校やいじめのほか、外国人、障がいのある子供などへの特別な支援に関する手続きをワンストップ化し、迅速に対応を図る「教育支援課」を設置するため、所要の整備を行うものです。

(改正内容)

教育総務課就学支援担当が所管する事務と、指導課教育総合支援担当が所管する事務を教育支援課へ移管するものです。

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

第 1 6 号 議 案

令和 5 年 3 月 1 5 日 提 出

浜松市教育センター等業務規則の一部改正について

浜松市教育センター等業務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育センター等業務規則の一部を改正する規則(案)

浜松市教育センター等業務規則（平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (業務) 第 2 条 教育センター等の業務の概目は、次のとおりとする。 教育センター (1)・(2) (略) <u>(3) 教員免許状更新講習に関すること。</u> 学校給食センター～美術館 (略) | (業務) 第 2 条 教育センター等の業務の概目は、次のとおりとする。 教育センター (1)・(2) (略) 学校給食センター～美術館 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(第16号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育センター等業務規則の一部改正について

(提案理由)

教育職員免許法の一部改正により、教員免許の更新制が廃止されたことに伴う所要の整備を行うものです。

(改正内容)

教育センターの業務のうち、教員免許状更新講習に関する業務を削除するものです。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行するものです。

第 1 7 号 議 案

令和 5 年 3 月 1 5 日 提 出

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則(案)

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 1 3 年浜松市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|----------------------------|--|-----|
| 別表（第 2 条関係） | | 別表（第 2 条関係） | |
| (1)・(2) (略) | | (1)・(2) (略) | |
| (3) <u>幼稚園に関する事務及びその総括に関すること(幼稚園において行う事務、前号に掲げる事務及び専門研修に関するものを除く。)</u> | (略) | (3) <u>幼稚園に関する事務に関すること(幼稚園において行う事務、前号に掲げる事務及び専門研修に関するものを除く。)</u> | (略) |
| (4) <u>区内の幼稚園の入園及び退園に関すること。</u> | <u>区役所の区長、副区長及び社会福祉課職員</u> | | |
| (5)～(35) (略) | | (4)～(34) (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(第17号議案の説明資料)

教育総務課

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

(提案理由)

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する事務のうち、幼稚園に関する事務の見直しに伴う所要の整備を行うものです。

(改正内容)

幼稚園の入園及び退園に関する事務について、区役所事務を削除するものです。

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

浜松市教育委員会職員補職名規程の一部改正について

浜松市教育委員会職員補職名規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会職員補職名規程の一部を改正する訓令甲（案）

（浜松市教育委員会職員補職名規程の一部改正）

浜松市教育委員会職員補職名規程（昭和 5 2 年浜松市教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第 3 条 浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の補職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校の職員</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p>第 3 条 浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の補職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校の職員</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 実習助手の職の補職名</u></p> <p><u>主任実習助手</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。

(第18号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会職員補職名規程の一部改正について

(提案理由)

浜松市立高等学校に勤務する実習助手の補職名を定めるものです。

(改正内容)

浜松市立高等学校に勤務する実習助手のうち、職務の級が2級に位置づけられる者について、静岡県取り扱いを踏まえ、補職名を「主任実習助手」とするものです。

(施行期日)

この訓令甲は、公布の日から施行するものです。

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令甲（案）

（浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正）

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程（昭和 4 3 年浜松市教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------|--|
| <p>別表（第 2 条関係） （表略）</p> | <p>別表（第 2 条関係） （表略） <u>備考 小学校、中学校及び高等学校に勤務する職員が浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の勤務時間の割振り等に関する基準（平成 2 9 年浜松市教育委員会告示第 3 号）第 3 条各号に掲げる業務に従事する場合には、この表の規定にかかわらず、校長は、勤務時間が 4 週間を平均して 1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分となるよう、勤務時間を割り振ることができる。</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(第19号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について

(提案理由)

小中学校及び高等学校の勤務時間の割振りについて基準の明確化を図るものです。

(改正内容)

小中学校及び高等学校に勤務する職員が、変形労働時間制の対象となる業務に従事した場合の勤務割振りの基準を明確化するものです。

(施行期日)

この訓令甲は、令和5年4月1日から施行するものです。

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正する訓令甲(案)

浜松市教育委員会職員安全衛生規程（昭和 5 7 年浜松市教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|---------------|-----------------|---------------|----------------------------|
| 別表（第 2 0 条関係） | | 別表（第 2 0 条関係） | |
| 区分 | 内容 | 区分 | 内容 |
| 就業の面 | (略) | 就業の面 | (略) |
| 要監視者 | 勤務に制限を加える必要がある。 | 要監視者 | 勤務に制限（軽度のものを除く。）を加える必要がある。 |
| 要注意者 | 勤務をほぼ平常に行ってもよい。 | 要注意者 | 勤務に軽度の制限を加える必要がある。 |
| 健康者 | 正常な勤務を行ってもよい。 | 通常勤務者 | 通常の勤務を行ってもよい。 |
| (略) | | (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この訓令甲は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の浜松市教育委員会職員安全衛生規程の規定は、この訓令甲の施行の日以後に同規程第 2 0 条第 1 項の規定により判定される者について適用し、同日前に改正前の浜松市教育委員会職員安全衛生規程第 2 0 条第 1 項の規定により判定された者については、なお従前の例による。

(第20号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について

(提案理由)

浜松市職員安全衛生規程の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、規程の一部を改正するものです。

(改正内容)

第20条関係、健康診断の結果の判定等に関する別表のうち、「健康者」の呼称について、労働基準法や他都市の規定を参酌し、「通常勤務者」とするものです。

また、要注意者の定義を、規程の意図する就業判定(講じる措置内容)に導くよう改正するものです。

(施行期日)

この訓令甲は、令和5年4月1日から施行するものです。

第 2 1 号 議 案

令和 5 年 3 月 1 5 日 提 出

浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正について

浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部を改正する訓令甲（案）

（浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正）

浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（平成 2 年浜松市教育委員会訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (免除される場合) 第 2 条 条例第 2 条第 4 号の規定により職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 条の 3 第 1 項に規定する免許状更新講習を受ける場合</u> <u>(9)・(10)</u> (略) | (免除される場合) 第 2 条 条例第 2 条第 4 号の規定により職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8)・(9) (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。

(第21号議案の説明資料)

教職員課

浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正について

(提案理由)

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部改正を受け、職務に専念する義務の特例について、対象を改めるものです。

(改正内容)

法改正に伴い、普通免許状及び特別免許状の有効期限の定めが廃止されたことから、免許状更新講習を受講する場合の職務に専念する義務の免除を廃止するものです。

(施行期日)

この訓令甲は、公布の日から施行するものです。

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-------------------------|--------|-------|-----|-----|-------------------------|--------|-------------------|-----|-----|
| 別表第 4（第 6 条関係） | | | | | 別表第 4（第 6 条関係） | | | | |
| 昇格時号給対応表 | | | | | 昇格時号給対応表 | | | | |
| 1 小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表 | | | | | 1 小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表 | | | | |
| 昇格した日の前日に受けていた号給 | 昇格後の号給 | | | | 昇格した日の前日に受けていた号給 | 昇格後の号給 | | | |
| | 2 級 | 特 2 級 | 3 級 | 4 級 | | 2 級 | 2 級からの昇格 特 2 級 | 3 級 | 4 級 |
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| 51 | 42 | (略) | | | 51 | 41 | (略) | | |
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| 53 | 43 | (略) | | | 53 | 42 | (略) | | |
| 54 | 43 | (略) | | | 54 | 42 | (略) | | |
| 55 | 44 | (略) | | | 55 | 43 | (略) | | |
| 56 | 44 | (略) | | | 56 | 43 | (略) | | |
| 57 | 45 | (略) | | | 57 | 43 | (略) | | |
| 58 | 45 | (略) | | | 58 | 44 | (略) | | |
| 59 | 45 | (略) | | | 59 | 44 | (略) | | |
| 60 | 46 | (略) | | | 60 | 44 | (略) | | |
| 61 | 46 | (略) | | | 61 | 45 | (略) | | |
| 62 | 46 | (略) | | | 62 | 45 | (略) | | |
| 63 | 47 | (略) | | | 63 | 46 | (略) | | |
| 64 | 47 | (略) | | | 64 | 46 | (略) | | |
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| 66 | 48 | (略) | | | 66 | 47 | (略) | | |

| | | |
|-----|-----------|-----|
| (略) | | |
| 70 | <u>50</u> | (略) |
| 71 | <u>51</u> | (略) |
| 72 | <u>52</u> | (略) |
| 73 | <u>53</u> | (略) |
| 74 | <u>53</u> | (略) |
| 75 | <u>54</u> | (略) |
| 76 | <u>54</u> | (略) |
| 77 | <u>55</u> | (略) |
| 78 | <u>55</u> | (略) |
| 79 | <u>56</u> | (略) |
| 80 | <u>56</u> | (略) |
| 81 | <u>57</u> | (略) |
| 82 | <u>57</u> | (略) |
| 83 | <u>58</u> | (略) |
| 84 | <u>58</u> | (略) |
| 85 | <u>59</u> | (略) |
| 86 | <u>59</u> | (略) |
| 87 | <u>60</u> | (略) |
| (略) | | |

備考 (略)

2 高等学校等教育職給料表昇格時号給対
応表

| 昇格した日の 前日に受けて いた号給 | 昇格後の号給 | | |
|--------------------------|-----------|-----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 |
| (略) | | | |
| 59 | <u>34</u> | (略) | |
| (略) | | | |
| 61 | <u>35</u> | (略) | |
| 62 | <u>35</u> | (略) | |
| 63 | <u>36</u> | (略) | |
| 64 | <u>36</u> | (略) | |
| 65 | <u>37</u> | (略) | |
| 66 | <u>37</u> | (略) | |
| 67 | <u>38</u> | (略) | |
| 68 | <u>38</u> | (略) | |
| 69 | <u>39</u> | (略) | |
| 70 | <u>39</u> | (略) | |
| 71 | <u>40</u> | (略) | |
| (略) | | | |
| 82 | <u>46</u> | (略) | |
| 83 | <u>47</u> | (略) | |
| 84 | <u>48</u> | (略) | |
| 85 | <u>49</u> | (略) | |
| 86 | <u>49</u> | (略) | |
| 87 | <u>50</u> | (略) | |
| 88 | <u>50</u> | (略) | |

| | | |
|-----|-----------|-----|
| (略) | | |
| 70 | <u>49</u> | (略) |
| 71 | <u>50</u> | (略) |
| 72 | <u>50</u> | (略) |
| 73 | <u>51</u> | (略) |
| 74 | <u>51</u> | (略) |
| 75 | <u>52</u> | (略) |
| 76 | <u>52</u> | (略) |
| 77 | <u>53</u> | (略) |
| 78 | <u>53</u> | (略) |
| 79 | <u>54</u> | (略) |
| 80 | <u>54</u> | (略) |
| 81 | <u>55</u> | (略) |
| 82 | <u>55</u> | (略) |
| 83 | <u>56</u> | (略) |
| 84 | <u>56</u> | (略) |
| 85 | <u>57</u> | (略) |
| 86 | <u>58</u> | (略) |
| 87 | <u>59</u> | (略) |
| (略) | | |

備考 (略)

2 高等学校等教育職給料表昇格時号給対
応表

| 昇格した日の 前日に受けて いた号給 | 昇格後の号給 | | |
|--------------------------|-----------|-----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 |
| (略) | | | |
| 59 | <u>33</u> | (略) | |
| (略) | | | |
| 61 | <u>34</u> | (略) | |
| 62 | <u>34</u> | (略) | |
| 63 | <u>35</u> | (略) | |
| 64 | <u>35</u> | (略) | |
| 65 | <u>35</u> | (略) | |
| 66 | <u>36</u> | (略) | |
| 67 | <u>36</u> | (略) | |
| 68 | <u>36</u> | (略) | |
| 69 | <u>37</u> | (略) | |
| 70 | <u>38</u> | (略) | |
| 71 | <u>39</u> | (略) | |
| (略) | | | |
| 82 | <u>45</u> | (略) | |
| 83 | <u>46</u> | (略) | |
| 84 | <u>46</u> | (略) | |
| 85 | <u>47</u> | (略) | |
| 86 | <u>47</u> | (略) | |
| 87 | <u>48</u> | (略) | |
| 88 | <u>48</u> | (略) | |

| | | |
|-----|-----------|-----|
| 89 | <u>51</u> | (略) |
| 90 | <u>51</u> | (略) |
| 91 | <u>52</u> | (略) |
| 92 | <u>52</u> | (略) |
| 93 | <u>53</u> | (略) |
| 94 | <u>53</u> | (略) |
| 95 | <u>53</u> | (略) |
| 96 | <u>54</u> | (略) |
| 97 | <u>54</u> | (略) |
| 98 | <u>54</u> | (略) |
| 99 | <u>55</u> | (略) |
| 100 | <u>55</u> | (略) |
| (略) | | |
| 102 | <u>56</u> | (略) |
| (略) | | |

| | | |
|-----|-----------|-----|
| 89 | <u>49</u> | (略) |
| 90 | <u>49</u> | (略) |
| 91 | <u>50</u> | (略) |
| 92 | <u>50</u> | (略) |
| 93 | <u>51</u> | (略) |
| 94 | <u>51</u> | (略) |
| 95 | <u>52</u> | (略) |
| 96 | <u>52</u> | (略) |
| 97 | <u>53</u> | (略) |
| 98 | <u>53</u> | (略) |
| 99 | <u>54</u> | (略) |
| 100 | <u>54</u> | (略) |
| (略) | | |
| 102 | <u>55</u> | (略) |
| (略) | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (降格の場合の号給) | (降格の場合の号給) |
| 第8条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。 | 第8条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、 <u>その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第4の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。</u> |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 <u>第1項</u> の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、 <u>同項</u> の規定にかかわらず、教育委員会がその者の号給を決定することができる。 | 3 <u>前2項</u> の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、 <u>これらの規定にかかわらず、教育委員会がその者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。</u> |
| 4 小学校中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、給与条例別表第1の | |

備考の2又は別表第2の備考の2の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第4の2（第8条関係）

降格時号給対応表

1 小学校中学校等教育職給料表降格時号給対応表

| 降格した日の 前日に受けて いた号給 | 降格後の号給 | | | |
|--------------------------|--------|--------------|-------------|-----|
| | 1級 | 2級 | | 3級 |
| | | 特2級からの 降格 | 3級からの降 格 | |
| 1 | 9 | 37 | 49 | 57 |
| 2 | 10 | 38 | 50 | 58 |
| 3 | 10 | 39 | 51 | 59 |
| 4 | 11 | 40 | 52 | 60 |
| 5 | 12 | 41 | 53 | 61 |
| 6 | 13 | 42 | 54 | 62 |
| 7 | 14 | 43 | 55 | 63 |
| 8 | 15 | 44 | 56 | 64 |
| 9 | 16 | 45 | 57 | 65 |
| 10 | 17 | 46 | 58 | 66 |
| 11 | 18 | 47 | 59 | 67 |
| 12 | 19 | 48 | 60 | 68 |
| 13 | 20 | 49 | 61 | 69 |
| 14 | 21 | 50 | 62 | 70 |
| 15 | 23 | 51 | 63 | 71 |
| 16 | 24 | 52 | 64 | 72 |
| 17 | 25 | 53 | 65 | 73 |
| 18 | 26 | 54 | 66 | 74 |
| 19 | 27 | 55 | 67 | 75 |
| 20 | 28 | 56 | 68 | 80 |
| 21 | 29 | 57 | 69 | 85 |
| 22 | 30 | 58 | 70 | 90 |
| 23 | 31 | 59 | 71 | 96 |
| 24 | 32 | 60 | 72 | 100 |
| 25 | 33 | 61 | 73 | 102 |
| 26 | 34 | 62 | 74 | 104 |
| 27 | 35 | 63 | 75 | 105 |
| 28 | 36 | 64 | 76 | 105 |
| 29 | 37 | 65 | 77 | 105 |
| 30 | 38 | 66 | 78 | 105 |
| 31 | 39 | 67 | 79 | 105 |
| 32 | 40 | 68 | 80 | 105 |
| 33 | 41 | 69 | 81 | 105 |
| 34 | 42 | 70 | 82 | 105 |
| 35 | 43 | 71 | 83 | 105 |

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 36 | 44 | 72 | 84 | 105 |
| 37 | 45 | 73 | 85 | 105 |
| 38 | 46 | 74 | 86 | 105 |
| 39 | 47 | 75 | 87 | 105 |
| 40 | 48 | 76 | 88 | 105 |
| 41 | 51 | 77 | 89 | 105 |
| 42 | 54 | 78 | 90 | 105 |
| 43 | 57 | 79 | 91 | 105 |
| 44 | 60 | 80 | 92 | 105 |
| 45 | 62 | 81 | 93 | 105 |
| 46 | 64 | 82 | 94 | 105 |
| 47 | 66 | 83 | 95 | 105 |
| 48 | 68 | 84 | 96 | 105 |
| 49 | 70 | 85 | 97 | 105 |
| 50 | 72 | 86 | 98 | 105 |
| 51 | 74 | 87 | 99 | 105 |
| 52 | 76 | 88 | 100 | 105 |
| 53 | 78 | 89 | 101 | 105 |
| 54 | 80 | 90 | 102 | |
| 55 | 82 | 91 | 103 | |
| 56 | 84 | 92 | 104 | |
| 57 | 85 | 93 | 105 | |
| 58 | 86 | 94 | 106 | |
| 59 | 87 | 95 | 107 | |
| 60 | 88 | 96 | 108 | |
| 61 | 91 | 97 | 110 | |
| 62 | 94 | 98 | 112 | |
| 63 | 97 | 99 | 114 | |
| 64 | 100 | 100 | 116 | |
| 65 | 107 | 101 | 117 | |
| 66 | 114 | 102 | 118 | |
| 67 | 121 | 103 | 119 | |
| 68 | 125 | 104 | 120 | |
| 69 | 125 | 105 | 122 | |
| 70 | 125 | 106 | 124 | |
| 71 | 125 | 107 | 126 | |
| 72 | 125 | 108 | 128 | |
| 73 | 125 | 109 | 131 | |
| 74 | 125 | 110 | 150 | |
| 75 | 125 | 111 | 155 | |
| 76 | 125 | 112 | 160 | |
| 77 | 125 | 114 | 162 | |
| 78 | 125 | 116 | 164 | |
| 79 | 125 | 118 | 165 | |
| 80 | 125 | 120 | 165 | |
| 81 | 125 | 121 | 165 | |
| 82 | 125 | 122 | 165 | |
| 83 | 125 | 123 | 165 | |
| 84 | 125 | 124 | 165 | |
| 85 | 125 | 126 | 165 | |
| 86 | 125 | 128 | 165 | |
| 87 | 125 | 130 | 165 | |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|--|
| 88 | 125 | 132 | 165 | |
| 89 | 125 | 135 | 165 | |
| 90 | 125 | 138 | 165 | |
| 91 | 125 | 141 | 165 | |
| 92 | 125 | 144 | 165 | |
| 93 | 125 | 147 | 165 | |
| 94 | 125 | 150 | 165 | |
| 95 | 125 | 153 | 165 | |
| 96 | 125 | 156 | 165 | |
| 97 | 125 | 159 | 165 | |
| 98 | 125 | 162 | 165 | |
| 99 | 125 | 165 | 165 | |
| 100 | 125 | 165 | 165 | |
| 101 | 125 | 165 | 165 | |
| 102 | 125 | 165 | 165 | |
| 103 | 125 | 165 | 165 | |
| 104 | 125 | 165 | 165 | |
| 105 | 125 | 165 | 165 | |
| 106 | 125 | 165 | | |
| 107 | 125 | 165 | | |
| 108 | 125 | 165 | | |
| 109 | 125 | 165 | | |
| 110 | 125 | | | |
| 111 | 125 | | | |
| 112 | 125 | | | |
| 113 | 125 | | | |
| 114 | 125 | | | |
| 115 | 125 | | | |
| 116 | 125 | | | |
| 117 | 125 | | | |
| 118 | 125 | | | |
| 119 | 125 | | | |
| 120 | 125 | | | |
| 121 | 125 | | | |
| 122 | 125 | | | |
| 123 | 125 | | | |
| 124 | 125 | | | |
| 125 | 125 | | | |
| 126 | 125 | | | |
| 127 | 125 | | | |
| 128 | 125 | | | |
| 129 | 125 | | | |
| 130 | 125 | | | |
| 131 | 125 | | | |
| 132 | 125 | | | |
| 133 | 125 | | | |
| 134 | 125 | | | |
| 135 | 125 | | | |
| 136 | 125 | | | |
| 137 | 125 | | | |
| 138 | 125 | | | |
| 139 | 125 | | | |

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 140 | 125 | | |
| 141 | 125 | | |
| 142 | 125 | | |
| 143 | 125 | | |
| 144 | 125 | | |
| 145 | 125 | | |
| 146 | 125 | | |
| 147 | 125 | | |
| 148 | 125 | | |
| 149 | 125 | | |
| 150 | 125 | | |
| 151 | 125 | | |
| 152 | 125 | | |
| 153 | 125 | | |
| 154 | 125 | | |
| 155 | 125 | | |
| 156 | 125 | | |
| 157 | 125 | | |
| 158 | 125 | | |
| 159 | 125 | | |
| 160 | 125 | | |
| 161 | 125 | | |
| 162 | 125 | | |
| 163 | 125 | | |
| 164 | 125 | | |
| 165 | 125 | | |

2 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

| 降格した日の 前日に受けて いた号給 | 降格後の号給 | | |
|--------------------------|--------|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 |
| 1 | 21 | 53 | 41 |
| 2 | 22 | 54 | 42 |
| 3 | 23 | 55 | 43 |
| 4 | 24 | 56 | 44 |
| 5 | 25 | 57 | 45 |
| 6 | 26 | 58 | 46 |
| 7 | 27 | 59 | 47 |
| 8 | 28 | 60 | 48 |
| 9 | 29 | 61 | 49 |
| 10 | 30 | 62 | 50 |
| 11 | 31 | 63 | 51 |
| 12 | 32 | 64 | 52 |
| 13 | 33 | 65 | 53 |
| 14 | 34 | 66 | 54 |
| 15 | 35 | 67 | 55 |
| 16 | 36 | 68 | 56 |
| 17 | 37 | 69 | 57 |
| 18 | 38 | 70 | 58 |
| 19 | 39 | 71 | 59 |
| 20 | 40 | 72 | 60 |
| 21 | 41 | 73 | 61 |

| | | | |
|----|-----|-----|----|
| 22 | 42 | 74 | 62 |
| 23 | 43 | 75 | 63 |
| 24 | 44 | 76 | 64 |
| 25 | 45 | 77 | 66 |
| 26 | 46 | 78 | 68 |
| 27 | 47 | 79 | 70 |
| 28 | 48 | 80 | 72 |
| 29 | 50 | 81 | 74 |
| 30 | 52 | 82 | 76 |
| 31 | 54 | 83 | 78 |
| 32 | 56 | 84 | 80 |
| 33 | 59 | 85 | 82 |
| 34 | 62 | 86 | 84 |
| 35 | 65 | 87 | 85 |
| 36 | 68 | 88 | 85 |
| 37 | 69 | 89 | 85 |
| 38 | 70 | 90 | 85 |
| 39 | 71 | 91 | 85 |
| 40 | 72 | 92 | 85 |
| 41 | 74 | 93 | 85 |
| 42 | 76 | 94 | 85 |
| 43 | 78 | 95 | 85 |
| 44 | 80 | 96 | 85 |
| 45 | 82 | 97 | 85 |
| 46 | 84 | 98 | 85 |
| 47 | 86 | 99 | 85 |
| 48 | 88 | 100 | 85 |
| 49 | 90 | 102 | 85 |
| 50 | 92 | 104 | 85 |
| 51 | 94 | 106 | 85 |
| 52 | 96 | 108 | 85 |
| 53 | 98 | 110 | 85 |
| 54 | 100 | 112 | |
| 55 | 102 | 114 | |
| 56 | 104 | 116 | |
| 57 | 107 | 123 | |
| 58 | 110 | 130 | |
| 59 | 113 | 142 | |
| 60 | 116 | 148 | |
| 61 | 121 | 149 | |
| 62 | 126 | 149 | |
| 63 | 131 | 149 | |
| 64 | 136 | 149 | |
| 65 | 142 | 149 | |
| 66 | 148 | 149 | |
| 67 | 154 | 149 | |
| 68 | 157 | 149 | |
| 69 | 157 | 149 | |
| 70 | 157 | 149 | |
| 71 | 157 | 149 | |
| 72 | 157 | 149 | |
| 73 | 157 | 149 | |

| | | | |
|-----|-----|-----|--|
| 74 | 157 | 149 | |
| 75 | 157 | 149 | |
| 76 | 157 | 149 | |
| 77 | 157 | 149 | |
| 78 | 157 | 149 | |
| 79 | 157 | 149 | |
| 80 | 157 | 149 | |
| 81 | 157 | 149 | |
| 82 | 157 | 149 | |
| 83 | 157 | 149 | |
| 84 | 157 | 149 | |
| 85 | 157 | 149 | |
| 86 | 157 | | |
| 87 | 157 | | |
| 88 | 157 | | |
| 89 | 157 | | |
| 90 | 157 | | |
| 91 | 157 | | |
| 92 | 157 | | |
| 93 | 157 | | |
| 94 | 157 | | |
| 95 | 157 | | |
| 96 | 157 | | |
| 97 | 157 | | |
| 98 | 157 | | |
| 99 | 157 | | |
| 100 | 157 | | |
| 101 | 157 | | |
| 102 | 157 | | |
| 103 | 157 | | |
| 104 | 157 | | |
| 105 | 157 | | |
| 106 | 157 | | |
| 107 | 157 | | |
| 108 | 157 | | |
| 109 | 157 | | |
| 110 | 157 | | |
| 111 | 157 | | |
| 112 | 157 | | |
| 113 | 157 | | |
| 114 | 157 | | |
| 115 | 157 | | |
| 116 | 157 | | |
| 117 | 157 | | |
| 118 | 157 | | |
| 119 | 157 | | |
| 120 | 157 | | |
| 121 | 157 | | |
| 122 | 157 | | |
| 123 | 157 | | |
| 124 | 157 | | |
| 125 | 157 | | |

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 126 | 157 | | |
| 127 | 157 | | |
| 128 | 157 | | |
| 129 | 157 | | |
| 130 | 157 | | |
| 131 | 157 | | |
| 132 | 157 | | |
| 133 | 157 | | |
| 134 | 157 | | |
| 135 | 157 | | |
| 136 | 157 | | |
| 137 | 157 | | |
| 138 | 157 | | |
| 139 | 157 | | |
| 140 | 157 | | |
| 141 | 157 | | |
| 142 | 157 | | |
| 143 | 157 | | |
| 144 | 157 | | |
| 145 | 157 | | |
| 146 | 157 | | |
| 147 | 157 | | |
| 148 | 157 | | |
| 149 | 157 | | |

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との

均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、
なお従前の例によることができる。

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和4年9月29日）を踏まえた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、昇格時号給対応表の改定を行うほか、降格時号給対応表の導入を実施するものです。

(改正内容)

1 昇格時号給対応表の改定

人事委員会勧告を踏まえ、昇格時号給対応表の改定を実施するものです。

2 降格時号給対応表の導入

市長事務部局の取り扱いに準じ、静岡県の例を踏まえ、降格時号給対応表の導入を実施するものです。

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。

なお、第1条の規定については、令和4年4月1日から適用するものです。

また、令和4年度中に新たに給料表の適用を受けることとなった職員等については、他の職員との均衡を踏まえ、号給調整を可能とする経過措置を設けるものです。

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第 6 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、給与条例第 7 条第 1 項の規定により標準号給数(同条第 2 項に規定する当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給する(同条第 3 項に規定する職員にあつては、昇給しない)ものとし、浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 6 号)附則第 5 項の規定により別に定められる成績率のうち教育委員会が定めるものが適用される職員であるものとする。</p> <p>4 ~ 8 (略)</p> | <p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第 6 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、給与条例第 7 条第 1 項の規定により標準号給数(同条第 2 項に規定する当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給する(同条第 3 項に規定する職員にあつては、昇給しない)ものとし、浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 6 号)第 2 0 条第 1 項第 3 号に掲げる職員(同規則附則第 6 項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により別に定められる成績率のうち教育委員会が定めるものが適用される職員)であるものとする。</p> <p>4 ~ 8 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部を改正する規則(令和4年浜松市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

第67条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者に適用される給料表、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、その者に適用される給料表及び職務の級)に対応する別表第12に掲げる額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

附 則

第67条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者に適用される給料表、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者に適用される給料表及び職務の級)に対応する別表第12に掲げる額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

附 則

を

第67条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者に適用される給料表、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、その者に適用される給料表及び職務の級)に対応する別表第12に掲げる額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(一般の派遣職員の給与)

第69条 (略)

2 (略)

第67条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者に適用される給料表、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者に適用される給料表及び職務の級)に対応する別表第12に掲げる額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(一般の派遣職員の給与)

第69条 (略)

2 (略)

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、給与条例第7条第1項の規定により標準号給数(同条第2項に規定する当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給する(同条第3項に規定する職員にあつては、昇給しない)ものとし、浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第16号)第20条第1項第3号に掲げる職員(同規則附則第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により別に定められる成績率のうち教育委員会が定めるものが適用される職員)であるものとする。

4～8 (略)

附 則

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、給与条例第7条第1項の規定により標準号給数(同条第2項に規定する当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給する(同条第3項に規定する職員にあつては、昇給しない)ものとし、浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第16号)第20条第1項第3号に掲げる職員(同規則附則第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により別に定められる成績率のうち教育委員会が定めるものが適用される職員)であるものとする。

4～8 (略)

附 則

に、

(2) 浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

を

(2) 浜松市職員の定年等に関する条例（昭和58年浜松市条例第10号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前3項の規定が適用されていた職員を除く。）

に

改める。

第3条 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>3 暫定再任用職員（浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号。以下「新条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項又は新条例附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、新給与規則第21条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新給与規則第46条及び第67条の規定を適用する。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第21条第2項、第23条、第58条第2項、第60条、第63条第3項及び第64条第1項<u>並びに別表第12</u></p> | <p>附 則</p> <p>3 暫定再任用職員（浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号。以下「新条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項又は新条例附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、新給与規則第21条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新給与規則第46条及び第67条<u>並びに別表第12</u>の規定を適用する。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第21条第2項、第23条、第58条第2項、第60条、第63条第3項及び第64条第1項の規定を適用する。</p> |

の規定を適用する。

(浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(以下「新期末勤勉手当規則」という。)第4条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新期末勤勉手当規則第20条第1項及び第21条第1項の規定を適用する。

(浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(以下「新期末勤勉手当規則」という。)第4条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新期末勤勉手当規則第20条第1項及び第21条第1項並びに新期末勤勉手当規則附則第3項の規定を適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育職員の給料の半減に関する規則の一部改正)

第4条 浜松市教育職員の給料の半減に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号。以下「給与条例」という。) <u>附則第18項</u>に規定する給料の半減に関し必要な事項を定める。</p> <p>(給料の半額を減じることとなる就業禁止の措置)</p> <p>第2条 給与条例<u>附則第18項</u>の教育委員会規則で定める就業禁止の措置は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。)第23条の規定に基づく就業の禁止の措置(職員が伝染性の病気又はこれに準じる病気にかかった場合に限る。)とする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号。以下「給与条例」という。) <u>附則第9項</u>に規定する給料の半減に関し必要な事項を定める。</p> <p>(給料の半額を減じることとなる就業禁止の措置)</p> <p>第2条 給与条例<u>附則第9項</u>の教育委員会規則で定める就業禁止の措置は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。)第23条の規定に基づく就業の禁止の措置(職員が伝染性の病気又はこれに準じる病気にかかった場合に限る。)とする。</p> |

(1年を超えて勤務しないときに給料の半額を減じることとなる場合)

第3条 給与条例附則第18項の教育委員会規則で定める場合は、同項に規定する私傷病休暇又は就業禁止の措置(以下「私傷病休暇等」という。)が結核性疾患による場合とする。

(半減前の給料の額が算定の基礎となる手当)

第4条 給与条例附則第18項の教育委員会規則で定める手当は、へき地手当(給与条例第22条の規定による手当を含む。)とする。

(勤務しない期間の範囲)

第5条 給与条例附則第18項の勤務しない期間には、私傷病休暇等の日(1日の勤務時間の一部を私傷病休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の週休日(勤務条件条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)、勤務条件条例第10条に規定する休日その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、教育委員会が定める日を除く。)が含まれるものとする。

(1年を超えて勤務しないときに給料の半額を減じることとなる場合)

第3条 給与条例附則第9項の教育委員会規則で定める場合は、同項に規定する私傷病休暇又は就業禁止の措置(以下「私傷病休暇等」という。)が結核性疾患による場合とする。

(半減前の給料の額が算定の基礎となる手当)

第4条 給与条例附則第9項の教育委員会規則で定める手当は、へき地手当(給与条例第22条の規定による手当を含む。)とする。

(勤務しない期間の範囲)

第5条 給与条例附則第9項の勤務しない期間には、私傷病休暇等の日(1日の勤務時間の一部を私傷病休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の週休日(勤務条件条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)、勤務条件条例第10条に規定する休日その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、教育委員会が定める日を除く。)が含まれるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(第23号議案の説明資料)

教職員課

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について

(提案理由)

令和5年4月に施行となる定年引上げ制度に関連する規則の字句の整理を行うほか、所要の整備を実施するものです。

(改正内容)

教育職員の勤勉手当について、市長事務部局と同様の規定に改正を行ったことによる定年引上げ関連規則の字句整理を行うほか、定年引上げ関連条例改正による項ずれに対応する等所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行するものです。ただし、第4条の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。

浜松市立幼稚園園則の一部改正について

浜松市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）

浜松市立幼稚園園則（平成 2 年浜松市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>附 則 （定員の特例）</p> <p>3 当分の間、<u>別表浜松市立竜川幼稚園の項</u>及び浜松市立浦川幼稚園の項中「60人」とあるのは、<u>「0人」とする。</u></p> | <p>附 則 （定員の特例）</p> <p>3 当分の間、<u>別表浜松市立舞阪幼稚園の項中「210人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立平口幼稚園の項中「105人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立竜川幼稚園の項及び浜松市立浦川幼稚園の項中「60人」とあるのは「0人」とする。</u></p> |

備考 改正箇所は、下線で引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(第24号議案の説明資料)

幼児教育・保育課

浜松市立幼稚園園則の一部改正について

(提案理由)

浜松市立舞阪幼稚園及び浜松市立平口幼稚園の休園に伴い、規則の一部を改正するものです。

(提案内容)

別表浜松市立舞阪幼稚園の項中「210人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立平口幼稚園の項中「105人」とあるのは「0人」とする特例を附則に加えるものです。

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

第 2 5 号 議 案

令和 5 年 3 月 1 5 日 提 出

博物館の登録に関する規則の一部改正について

博物館の登録に関する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（案）

博物館の登録に関する規則（平成 2 7 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号。以下「法」という。）<u>第 1 6 条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定める。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第 2 条 法<u>第 1 1 条第 1 項</u>の登録申請書には、申請者の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>（登録要件の審査）</p> <p>第 3 条 浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法<u>第 1 2 条の規定による要件の審査</u>に当たり、必要があると認めるときは、申請者に資料の提出を求め、<u>実地に調査し、又は学識経験者の意見を徴することができる。</u></p> | <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号。以下「法」という。）<u>第 2 2 条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定める。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第 2 条 法<u>第 1 2 条第 1 項</u>の登録申請書には、申請者の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>（登録の審査）</p> <p>第 3 条 浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法<u>第 1 3 条の規定による審査</u>に当たり、必要があると認めるときは、申請者に資料の提出を求め、<u>実地に調査することができる。</u></p> <p>（登録をしない旨の通知）</p> <p>第 4 条 教育委員会は、法第 1 3 条の規定に</p> |

(登録事項等の変更の届出)

第4条 法第13条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行わなければならない。

- (1) 設置者の名称及び私立博物館にあっては設置者の所在地
- (2) 変更した事項及びその内容
- (3)・(4) (略)

2 前条の規定は、法第13条第1項の規定による届出があった場合について準用する。

3 博物館の設置者は、法第11条第2項各号の博物館資料の目録に軽微な変更があったときは、遅滞なく、第1項の届出書を教育委員会に提出しなければならない。

による審査の結果、登録をしない場合には、申請者に対し、その旨を理由を付して書面により通知しなければならない。

(変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行わなければならない。

- (1) 設置者の名称及び所在地
- (2) 変更しようとする事項及びその内容
- (3)・(4) (略)

2 第3条の規定は、法第15条第1項の規定による届出があった場合について準用する。

(教育委員会への定期報告)

第6条 法第16条の規定による定期報告は、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者の代表者が署名し、又は記名押印した報告書により行わなければならない。

- (1) 設置者の名称及び所在地
- (2) 博物館の名称及び所在地
- (3) 運営状況の報告

(報告又は資料の提出)

第7条 教育委員会は、法第17条の規定によりされた報告又は提出された資料について、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を徴することができる。

(登録の取消し)

第5条 第3条の規定は、法第14条第1項の規定により登録を取り消そうとする場合について準用する。

(廃止の届出)

第6条 法第15条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行わなければならない。

(1) 設置者の名称及び私立博物館にあっては設置者の所在地

(2) 博物館の名称、所在地及び登録番号

(3)・(4) (略)

(告示)

第7条 教育委員会は、次に掲げる場合は、その旨を告示するものとする。

(1) 法第10条の規定による登録をしたとき。

(2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。

(3) 法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。

(4) 法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。

(証明書の交付)

第8条 教育委員会は、法第10条の規定による登録を受けた者から当該登録を受けたことを証する書面の請求があったときは、証明書を交付するものとする。

(登録の取消し)

第8条 第3条の規定は、法第19条第1項の規定により登録を取り消そうとする場合について準用する。

(廃止の届出)

第9条 法第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行わなければならない。

(1) 設置者の名称及び所在地

(2) 博物館の名称及び所在地

(3)・(4) (略)

(公表)

第10条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場に掲示する方法

(2) 浜松市ホームページに掲載する方法

(証明書の交付)

第11条 教育委員会は、法第11条の規定による登録を受けた者から当該登録を受けたことを証する書面の請求があったときは、証明書を交付するものとする。

| | |
|---|---|
| <p>2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載し、かつ、請求者の代表者が<u>署名した請求書</u>を教育委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 設置者の名称及び<u>私立博物館</u>にあっては<u>設置者の所在地</u></p> <p>(2) 博物館の名称、<u>所在地及び登録番号</u></p> <p>(様式)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> | <p>2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載し、かつ、請求者の代表者が<u>署名し、又は記名押印した請求書</u>を教育委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 設置者の名称及び所在地</p> <p>(2) 博物館の名称及び<u>所在地</u></p> <p>(様式)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> |
|---|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第8条第2項の規定により提出されている請求書は、改正後の第11条第2項の規定により提出された請求書とみなす。

(第25号議案の説明資料)

文化財課

博物館の登録に関する規則の一部改正について

(提案理由)

博物館法の一部改正（令和5年4月1日施行）、及び同法施行規則の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

規則の全条の一部を改正し、第4条、第6条、第7条を新設するものです。

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第8条第2項の規定により提出されている請求書は、改正後の第11条第2項の規定により提出された請求書とみなす。

第 2 6 号 議 案

令和 5 年 3 月 1 5 日 提 出

令和 4 年度教育委員会点検・評価報告書（案）について

令和 4 年度教育委員会点検・評価報告書を次のとおり策定する。

教育長 宮 崎 正

令和4年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

教職員課

1 事業の概要

- ・文部科学省では、学校教育における教育実践等に顕著な成果を挙げた教職員について、その功績を広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として表彰している。
- ・今年度、本市において、以下4名の教職員が文部科学大臣優秀教職員として表彰されたため、伝達式を行う。

2 受賞者・実践分野

- ①蒲小学校 教諭 平 章^{たいら あきら}
※学習指導における特に顕著な成果
- ②与進小学校 教諭 磯部 志保^{いそべ しほ}
※他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果
- ③内野小学校 養護教諭 吉田 知子^{よしだ ともこ}
※学校体育や学校保健、学校給食における特に顕著な成果
- ④雄踏中学校 教諭 馬淵 元余^{まぶち もとよ}
※他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果

3 伝達式

- ・日 時：令和5年3月20日（月）午後3時30分から午後4時まで
- ・会 場：浜松市教育会館 2階 中会議室
- ・内 容：表彰伝達（表彰状・記念品授与）、写真撮影、懇談

令和4年度「浜松市児童生徒文化・スポーツ賞」受賞者の決定について

指導課

1 目的

浜松市内の小学校、中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、文化的活動または各種スポーツ大会において、努力し優秀な成績や顕著な成果を収めた者に「浜松市児童生徒文化・スポーツ賞」を授与し、その功績を顕彰する。

2 推薦基準

(1) スポーツ分野

ア 中学校体育連盟が主催または共催する大会及び競技会において、下表の成績を残した者。

| 該当する種目の種類 | 推薦基準 |
|-----------------------------------|---|
| 団体種目及び個人戦（ソフトテニス、卓球、剣道、柔道） | ア) 県大会 優勝 イ) 東海大会 ベスト4以上 ウ) 全国大会 ベスト8以上 |
| 個人種目（陸上・水泳など、記録を競う競技であり、リレー種目も含む） | ア) 県大会 優勝 イ) 東海大会 準優勝以上 ウ) 全国大会 ベスト4以上 |

- イ 国際大会に、国内予選を経て出場した者又は上部競技団体の推薦を受けて出場した者。ただし、親善やスポーツ交流等を目的として開催される国際大会は除く。
- ウ その他スポーツ活動において、地区大会等のいくつかの予選会を経て全国大会上位入賞するなど、市長が特に優秀な成績を収めたと認める者。

(2) 文化分野

- ア 音楽活動において、団体は県大会以上、個人（リコーダー、アンサンブル及び管楽器重奏コンテストも含む）は東海地区又は全国のコンクール等で優秀な成績を収めた者。
- イ 絵画、書道、科学等の文化的活動において、東海地区又は全国のコンクール等で最上位の賞及びそれに準ずる賞を得た者又は地区選考会等の審査を経て東海地区又は全国のコンクール等で優秀な成績を収めた者。
- ウ その他文化的活動において、地区大会等のいくつかの予選会を経て全国大会に出場したり、継続的に活動して地域の文化向上に貢献したりするなど、市長が特に顕著な成果を収めたと認める者。

3 受賞者（別紙のとおり）

団体…26団体 個人…75名

4 表彰式

日 時：令和5年3月10日（金）15時30分～16時30分
会 場：クリエート浜松 2階ホール
出席者：浜松市長、浜松市教育長、校長会代表

令和4年度 浜松市児童生徒文化・スポーツ賞 該当一覧 《団体》

| NO. | 学校名 | 団体名 | 分野 | 分類 | 実績 |
|-----|--------|--------------------------|------|----------|---|
| 1 | 新原小 | 浜北松濤館 | スポーツ | 空手 | 文部科学大臣杯第64回 小学生・中学生全国空手道選手権大会 小学生高学年 女子組手の部 団体戦 優勝 |
| 2 | 細江中 | 女子駅伝部 | スポーツ | 駅伝 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 駅伝の部 優勝 |
| 3 | 浜松開誠館中 | 陸上競技部 | スポーツ | 駅伝 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 駅伝の部 優勝 |
| 4 | 清竜中 | 浜北松濤館 | スポーツ | 空手 | 文部科学大臣杯 第64回 小学生・中学生全国空手道選手権大会 中学生 男子組手の部 団体戦 優勝 |
| 5 | 浜松開誠館中 | サッカー部 | スポーツ | サッカー | 第53回 全国中学校サッカー大会 優勝 |
| 6 | 浜名中 | 男子ソフトテニス部 | スポーツ | ソフトテニス | 第44回 東海中学校総合体育大会ソフトテニス大会 第3位 |
| 7 | 清竜中 | 女子ソフトテニス部 | スポーツ | ソフトテニス | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 ソフトテニスの部 女子団体 優勝 |
| 8 | 舞阪中 | 男子卓球部 | スポーツ | 卓球 | 第44回 東海中学校総合体育大会卓球大会 第3位 |
| 9 | 浜松修学舎中 | 男子卓球部 | スポーツ | 卓球 | 第53回 全国中学校卓球大会 第3位 |
| 10 | 浜松修学舎中 | 女子卓球部 | スポーツ | 卓球 | 第44回 東海中学校総合体育大会卓球大会 優勝 |
| 11 | 中部小 | ENSチアリーディング クラブ | スポーツ | チアリーディング | JAPAN CUP 2022 チアリーディング日本選手権大会 小学生低学年の部 優勝 |
| 12 | 西高中等部 | 女子テニス部 | スポーツ | テニス | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会テニス競技 団体の部 優勝 |
| 13 | 浜松日体中 | 男子テニス部 | スポーツ | テニス | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会テニス競技 団体の部 優勝 |
| 14 | 浜松開誠館中 | 男子バスケットボール部 | スポーツ | バスケットボール | 第44回 東海中学校総合体育大会バスケットボール大会 第2位 |
| 15 | 浜松開誠館中 | 女子バスケットボール部 | スポーツ | バスケットボール | 第44回 東海中学校総合体育大会バスケットボール大会 第3位 |
| 16 | 与進中 | 男子バスケットボール部 | スポーツ | バスケットボール | 第52回 全国中学校バスケットボール大会 第3位 |
| 17 | 丸塚中 | 女子バスケットボール部 | スポーツ | バスケットボール | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会バスケットボールの部 優勝 |
| 18 | 浜松修学舎中 | 男子バレーボール部 | スポーツ | バレーボール | 第52回 全国中学校バレーボール大会 優勝 |
| 19 | 高台中 | 高台中学校 佐鳴台中学校 合同野球部 | スポーツ | 野球 | 第44回 東海中学校総合体育大会軟式野球大会 第2位 |
| 20 | 北浜中 | 吹奏楽部 | 文化 | 合唱 | NHK全国学校音楽コンクール 静岡県コンクール 合唱 金賞 |
| 21 | 三方原中 | 吹奏楽部 | 文化 | 吹奏楽 | 第36回 東海マーチングコンテスト 金賞 朝日新聞社賞 |
| 22 | 開成中 | 吹奏楽部 | 文化 | 吹奏楽 | 第65回 中部日本吹奏楽コンクール本大会 中学校小編成の部 金賞・中日新聞社賞 |
| 23 | 富塚中 | 吹奏楽部 | 文化 | 吹奏楽 | 第77回 東海吹奏楽コンクール 中学校B編成の部 金賞・朝日新聞 社賞 |
| 24 | 南陽中 | 吹奏楽部 | 文化 | 吹奏楽 | 第65回 中部日本吹奏楽コンクール静岡県大会 中学校大編成の部 金賞・優勝 |
| 25 | 湖東中 | 吹奏楽部 | 文化 | 吹奏楽 | 第77回 東海吹奏楽コンクール 中学校A編成の部 金賞 |
| 26 | 開成中 | 鈴木 佳至 渡瀬 直音 | 文化 | ロボット | 第19回ワールド・ロボット・オリンピアド日本大会 第2位 |

令和4年度 浜松市児童生徒文化・スポーツ賞 該当一覧 《個人》

| NO. | 学校名 | 氏名 | 分野 | 分類 | 実績 |
|-----|-------|--------------------------|------|----|---|
| 1 | 内野小 | あさはら なな 浅原 那奈 | スポーツ | 駅伝 | 第23回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 浜松北部チーム第3区 優勝 |
| 2 | 神久呂小 | しばた そうま 柴田 颯真 | スポーツ | 駅伝 | 第23回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 浜松北部チーム第9区 優勝 |
| 3 | 細江中 | たけした りょう 竹下 諒 | スポーツ | 駅伝 | 第23回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 浜松北部チーム第7区 優勝 |
| 4 | 北浜東小 | すぎもり ゆうま 杉森 有真 | スポーツ | 駅伝 | 第23回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 浜松北部チーム第2区 優勝 |
| 5 | 赤佐小 | こなぎ いおり 小名木 庵 | スポーツ | 空手 | 文部科学大臣杯第64回 小学生中学生全国空手道選手権大会 個人戦 小学5年生男子組手の部 第3位 |
| 6 | 北浜小 | よこい はると 横井 陽東 | スポーツ | 空手 | 文部科学大臣杯第16回 J K J O全日本ジュニア空手道選手権大会 小学3年の部 優勝 |
| 7 | 相生小 | いとう かのん 伊藤 圭音 | スポーツ | 空手 | 文部科学大臣杯第16回 J K J O全日本ジュニア空手道選手権大会 小学5年女子の部 第3位 |
| 8 | 富塚中 | ふきあげ やてん 吹上 優天 | スポーツ | 空手 | 文部科学大臣杯第16回 J K J O全日本ジュニア空手道選手権大会 中学1年男子 優勝 |
| 9 | 高台中 | のじま すず 野嶋 紗 | スポーツ | 空手 | 文部科学大臣杯第16回 J K J O全日本ジュニア空手道選手権大会 中学1年女子 第3位 |
| 10 | 三方原中 | たかはし まいあ 高橋 莓愛 | スポーツ | 空手 | 文部科学大臣杯第16回 J K J O全日本ジュニア空手道選手権大会 中学2～3年 第3位 |
| 11 | 北浜東部中 | ふじえ こうげん 藤江 恒元 | スポーツ | 剣道 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 剣道の部 個人戦 優勝 |
| 12 | 北浜東部中 | はにぶち のあ 埴淵 望愛 | スポーツ | 柔道 | 第44回 東海中学校総合体育大会柔道大会 第2位 |
| 13 | 聴覚特支 | いで よりは 井出 依芭 | スポーツ | 水泳 | 第22回 全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会 50m平泳ぎ 優勝 |
| 14 | 曳馬中 | いとお ゆう 飯尾 悠 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 男子400m自由形 第2位 |
| 15 | 新津中 | おぐす かのん 小楠 栞音 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 女子200m個人メドレー 第2位 |
| 16 | 新津中 | みやざき いおり 宮崎 緒里 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 男子400m個人メドレー 第2位 |
| 17 | 丸塚中 | さいとう けんた 齋藤 健太 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 男子4×100mフリーリレー 優勝 男子自由形50m 第2位 |
| 18 | 丸塚中 | うえすぎ りんた ろう 上杉 麟太郎 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 男子4×100mフリーリレー 優勝 |
| 19 | 丸塚中 | しばた かずき 柴田 和輝 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 男子4×100mフリーリレー 優勝 男子自由形100m 第2位 |
| 20 | 丸塚中 | まえだ たけし 前田 剛志 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 男子4×100mフリーリレー 優勝 |
| 21 | 北浜東部中 | ふとはし はやと 太箸 隼翔 | スポーツ | 水泳 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 水泳競技の部 100mバタフライ 優勝 |
| 22 | 西高中等部 | すずき しんじろ う 鈴木 慎二郎 | スポーツ | 水泳 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 水泳競技の部 男子1500m自由形 優勝 |
| 23 | 開成中 | すずき ひなこ 鈴木 ひな子 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 女子200m自由形 第2位 |
| 24 | 積志中 | おおた ゆうと 太田 勇立 | スポーツ | 水泳 | 第44回 東海中学校総合体育大会水泳競技大会 男子200mバタフライ 優勝 |
| 25 | 城北小 | いぬづか ひろと 犬塚 大翔 | スポーツ | 相撲 | 第35回 全日本小学生相撲優勝大会 小学4年生以下の部 優勝 |

令和4年度 浜松市児童生徒文化・スポーツ賞 該当一覧 《個人》

| No. | 学校名 | 氏名 | 分野 | 分類 | 実績 |
|-----|--------|--------------------------|------|--------|---|
| 26 | 亀玉中 | もりしま ゆな 森島 佑奈 | スポーツ | ソフトテニス | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 ソフトテニス部 個人戦 優勝 |
| 27 | 亀玉中 | のなか りんか 野中 稟菜 | スポーツ | ソフトテニス | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 ソフトテニス部 個人戦 優勝 |
| 28 | 浜松修学舎中 | たかすか よしの 高須賀 好詩乃 | スポーツ | 卓球 | 第44回 東海中学校総合体育大会卓球大会 個人戦 優勝 |
| 29 | 浜松修学舎中 | むらた ひより 村田 陽 | スポーツ | 卓球 | 第44回 東海中学校総合体育大会卓球大会 個人戦 第2位 |
| 30 | 浜松修学舎中 | おかだ れん 岡田 蓮 | スポーツ | 卓球 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 卓球の部 個人戦 優勝 |
| 31 | 伎倍小 | いけや しお 池谷 芯生 | スポーツ | ダンス | HEIVA TOKYO 2022 Ori Tahiti Japan Championship Tia Hine 優勝 |
| 32 | 芳川小 | すずき みなみ 鈴木 美波 | スポーツ | テニス | ユニクロ全日本ジュニアテニス選手権2022 12歳以下女子ダブルスの部 優勝 |
| 33 | 雄踏中 | やまだ さく 山田 朔 | スポーツ | バドミントン | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 バドミントン競技の部 男子シングルス 優勝 |
| 34 | 細江中 | おおたに めい 大谷 芽以 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 全国中学校体育大会 陸上競技の部 女子1500m 第3位 第23回 静岡県県市町対抗駅伝競走大会 浜松北部チーム第8区 優勝 |
| 35 | 南部中 | さとう みずき 佐藤 瑞城 | スポーツ | 陸上競技 | 第44回 東海中学校総合体育大会 陸上競技大会 男子3000m 優勝 |
| 36 | 雄踏中 | かとう けいた 加藤 慶太 | スポーツ | 陸上競技 | 第44回 東海中学校総合体育大会 陸上競技大会 男子棒高跳 優勝 |
| 37 | 可美中 | なかむら かいと 中村 海斗 | スポーツ | 陸上競技 | 第44回 東海中学校総合体育大会 陸上競技大会 男子1年100m 優勝 |
| 38 | 細江中 | つげ げんた 柘植 源太 | スポーツ | 陸上競技 | 第44回 東海中学校総合体育大会 陸上競技大会 男子1年1500m 優勝 |
| 39 | 天竜中 | おおすみ ゆな 大澄 侑奈 | スポーツ | 陸上競技 | 第44回 東海中学校総合体育大会 陸上競技大会 女子走高跳 第2位 |
| 40 | 高台中 | さかもと れい 坂本 蓮偉 | スポーツ | 陸上競技 | 第44回 東海中学校総合体育大会 陸上競技大会 男子共通走幅跳 第2位 |
| 41 | 三方原中 | ぐえん でいん ふー グエン ディン フー | スポーツ | 陸上競技 | 第44回 東海中学校総合体育大会 陸上競技の部 男子走高跳 第2位 |
| 42 | 清竜中 | あしざわ せきと 芦澤 碩斗 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 男子共通400m 優勝 |
| 43 | 清竜中 | ひらの とわ 平野 永遠 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 男子2年1500m 優勝 |
| 44 | 清竜中 | ひろた ももか 廣田 百香 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子オープン 棒高跳 優勝 |
| 45 | 蜷塚中 | おだき ひなた 小田木 陽大 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 男子共通四種競技 優勝 |
| 46 | 北星中 | まつだ まなか 松田 央 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 男子共通走高跳 優勝 |
| 47 | 三方原中 | さとう れい 佐藤 伶 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子四種競技 優勝 |
| 48 | 三方原中 | わかもり ゆうき 若森 悠輝 | スポーツ | 陸上競技 | 第37回 静岡県中学校選抜陸上競技大会 男子走幅跳 優勝 |
| 49 | 北星中 | くまがい かいお 熊谷 魁桜 | スポーツ | 陸上競技 | 第37回 静岡県中学校選抜陸上競技大会 男子200m 優勝 |
| 50 | 亀玉中 | なかね えれな 中根 永令奈 | スポーツ | 陸上競技 | 第37回 静岡県中学校選抜陸上競技大会 女子共通砲丸投 優勝 |

令和4年度 浜松市児童生徒文化・スポーツ賞 該当一覧 《個人》

| No. | 学校名 | 氏名 | 分野 | 分類 | 実績 |
|-----|---------------|------------------------|------|------|--|
| 51 | 笠井中 | まぎ ゆうき 間木 悠喜 | スポーツ | 陸上競技 | 第106回 日本陸上競技選手権大会 室内競技 U16男子60m 優勝 第44回 東海中学校総合体育大会 陸上競技大会 男子100m 第2位 |
| 52 | 東陽中 | いりて ゆな 入手 悠菜 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子低学年4×100mリレー 優勝 |
| 53 | 東陽中 | さいとう はるか 齋藤 遥佳 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子低学年4×100mリレー 優勝 |
| 54 | 東陽中 | かわい ちひろ 河井 千優 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子低学年4×100mリレー 優勝 |
| 55 | 東陽中 | ふくぞの はる 福園 晴 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子低学年4×100mリレー 優勝 |
| 56 | 積志中 | すずき あいり 鈴木 愛莉 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の 女子共通4×100mリレー 優勝 |
| 57 | 積志中 | たかばやし ちな つ 高林 千夏 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子共通4×100mリレー 優勝 |
| 58 | 積志中 | みたらい ひなた 御手洗 陽 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子共通4×100mリレー 優勝 |
| 59 | 積志中 | こいけ ひな 小池 雛 | スポーツ | 陸上競技 | 令和4年度 全国中学校体育大会 陸上競技の部 女子100m 第2位 令和4年度 静岡県中学校総合体育大会 陸上競技の部 女子共通4×100mリレー 優勝 |
| 60 | 富塚中 | みやもと りゆう じ 宮本 竜次 | スポーツ | 陸上競技 | 第37回 静岡県中学校選抜陸上競技大会 男子400m 優勝 |
| 61 | 西高中等部 | みうら そら 三浦 想空 | スポーツ | 陸上競技 | 第37回 静岡県中学校選抜陸上競技大会 男子棒高跳 優勝 |
| 62 | 新津中 | たつみ かずひさ 巽 一悠 | スポーツ | 陸上競技 | 第37回 静岡県中学校選抜陸上競技大会 男子砲丸投 優勝 |
| 63 | 雄踏中 | みずたに はな 水谷 華 | スポーツ | 陸上競技 | 第37回 静岡県中学校選抜陸上競技大会 女子棒高跳 優勝 |
| 64 | 南部中 | おかだ るりあ 岡田 瑠璃杏 | 文化 | 絵画 | 「WE LOVE トンボ」絵画コンクール 文部科学大臣賞 |
| 65 | 細江中 | ふじた りお 藤田 里桜 | 文化 | 絵画 | 令和4年度3R推進ポスターコンクール 最優秀賞 |
| 66 | 聖隷クリ トファー小 | うちざき さよ 内崎 紗楊 | 文化 | 絵画 | 第18回 「家やまの絵本」コンクール 子どもの部 文部科学大臣賞 |
| 67 | 竜禪寺小 | みやじ くるみ 宮司 来実 | 文化 | 絵画 | 令和4年度3R促進ポスターコンクール小学生高学年の部 優秀賞 |
| 68 | 中郡中 | みやさか ゆか 宮坂 由香 | 文化 | 絵画 | 河川愛護月間「絵手紙」 最優秀賞(国土交通大臣賞) |
| 69 | 西高中等部 | みやもと りょう たろう 宮本 諒太郎 | 文化 | 作文 | 第47回 「小さな親切」作文コンクール 内閣総理大臣賞 |
| 70 | 富塚西小 | ひらの けいや 平野 恵也 | 文化 | 作文 | 第9回 こども作文コンクール 小学1～2年の部 作文大賞 |
| 71 | 聴覚特支 | まつい みお 松井 未緒 | 文化 | 作文 | 第17回 全国聾学校作文コンクール 金賞 聴覚障害者教育福祉協会会長賞 |
| 72 | 瑞穂小 | すずき まお 鈴木 真央 | 文化 | 書道 | 第34回 全国ひらがな・かきかたコンクール 硬筆の部 文部科学大臣賞 |
| 73 | 北星中 | いとう とあ 伊藤 翔聖 | 文化 | 書道 | 第46回 全国学生書写書道展 中学3年 特別名誉大賞 |
| 74 | 細江中 | やまぐち ゆいか 山口 結可 | 文化 | 書道 | 第46回 全国学生書写書道展 全書会会長賞 |
| 75 | 広沢小 | かわかみ しょう た 川上 将太 | 文化 | 発明 | 第80回 全日本学生児童発明くふう展 発明協会会長賞 世界青少年発明工夫展2022 銀賞 |